

令和5年5月北名古屋市教育委員会議事録

招集年月日	令和5年5月8日(月)
招集場所	北名古屋市役所 東庁舎 3階 第5会議室
開 会	令和5年5月15日(月) 午前10時
応招委員 (出席委員)	<p>教育長 松村 光洋</p> <p>委員 池山 健次</p> <p>委員 鈴野 範子</p> <p>委員 山田 聡子</p> <p>委員 寺川 理絵</p>
不応招委員 (欠席委員)	委員(教育長職務代理者) 岡島 秀隆
説明のため 会議に出席 した者の 職氏名	<p>教育部長 鳥居 竜也、教育部参事 鹿島 直樹、教育部次長兼学校教育課長 安井 政義、 生涯学習課長 田中 里砂、スポーツ課長 渡辺 進、給食センター長 佐々 真一、 学校教育課長補佐 川口 照恵、学校教育課教育指導員 尾崎 洋志</p>
提出議案	<p>議案第10号 北名古屋市学校給食センター設置条例施行規則の一部改正について</p> <p>議案第11号 北名古屋市社会教育委員の委嘱について</p> <p>議案第12号 北名古屋市図書館協議会委員の任命について</p>
閉 会	令和5年5月15日(月) 午前11時15分
議事日程	別紙のとおり
議事録 署名委員	

議事録作成者.....

< 午前10時00分 開会 >

教育長（松村光洋）

5月11日の臨時会にて、市長が人事案件を提案し、議会の同意を得ました。本日5月15日に辞令交付式があり、山田委員が任期満了後も次期にわたって務めるよう辞令を受けましたので、ご報告を申し上げるとともに、山田委員よりご挨拶をいただきたいと思っております。山田委員よりよろしくお願いいたします。

（山田委員挨拶）

教育長（松村光洋）

ありがとうございました。

岡島委員より欠席の申し出がありましたのでご報告いたします。ただいまの出席者数は5名で、定足数に達しております。よって会議は成立しますので、ただいまから令和5年5月北名古屋市教育委員会を開会します。

教育長（松村光洋）

日程第1、前議事録の承認を議題とします。

お諮りします。令和5年4月14日の会議の議事録について、承認することにご異議ございませんか

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、前議事録は事務局原案のとおり承認することに決定いたしました。各委員はご署名をお願いします。

（教育長、各委員が前議事録に署名）

教育長（松村光洋）

日程第2、議事に移ります。

議案第10号、北名古屋市学校給食センター設置条例施行規則の一部改正についてを議題とします。事務局、説明してください。

給食センター長（佐々真一）

議案第10号、北名古屋市学校給食センター設置条例施行規則の一部改正について、ご説明申し上げます。北名古屋市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則を別紙の通り定めるものとする。提案理由、この案を提出するのは、北名古屋市給食センター運営委員会の委員構成を改めるため、本規則の一部を改める必要があるからでございます。改正内容につきましては、お手元の資料、北名古屋市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の説明書をご覧ください。第2条は、委員構成から教育長を除きます。第4条及び第5条は、委員長が選出されていないときは、教育長が運営委員会の会議を招集するなど、運営委員会の会議について定めます。施行期日につきましては公布の日から施行するものでござい

す。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

教育長（松村光洋）

只今の説明について、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

お諮りします。議案第10号について、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第10号、北名古屋市学校給食センター設置条例施行規則の一部改正については承認されました。

次に議案第11号、北名古屋市社会教育委員の委嘱についてを議題とします。事務局、説明してください。

生涯学習課長（田中里砂）

議案第11号、北名古屋市社会教育委員の委嘱について、ご説明いたします。新たに社会教育委員をお願いするのは、学校教育関係者としまして、楠知文天神中学校長、同じく一村泰弘西春小学校PTA会長です。提案理由は、北名古屋市社会教育委員設置条例第3条第2項の規定により、社会教育委員を委嘱する必要があるからでございます。なお、お二人の任期は、前任者の残任期間である令和6年7月31日までとなります。次ページに委員名簿を参考に添付しております。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

教育長（松村光洋）

ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

お諮りいたします。議案第11号について、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第11号、北名古屋市社会教育委員の委嘱については承認されました。

次に、議案第12号、北名古屋市図書館協議会委員の任命についてを議題とします。事務局、説明してください。

生涯学習課長（田中里砂）

議案第12号、北名古屋市図書館協議会委員の任命について、ご説明いたします。委員に任命いたしますのは、学校教育及び社会教育の関係者、赤塚護師勝西小学校長、家庭教育の向上に資する活動を行う者としまして、細野恵利加師勝はなの樹幼稚園父母の会代表、同じく、渡邊弘美市立保育園保護者会連絡協議会会長です。提案理由は、北名古屋市図書館の設置及び管理に関する条例第4条第2項の規定により、図書館協議会委員を任命する必要があるからでございます。なお、お二人の任期は、前任者の残任期間である、令和6年8月31日までとなります。次ページに委員名簿を参考に添付しております。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

教育長（松村光洋）

ただいまの説明について、何かご質問等ございますか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

お諮りします。議案第12号について、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第12号、北名古屋市図書館協議会委員の任命については承認されました。

以上で議事を終了します。

教育長（松村光洋）

日程第3、報告に移ります。(1)会議・行事等報告については別紙をご覧ください。教育長報告でございますが、4月18日に尾張部都市教育長協議会がございました。ここでは大きく三つ協議がなされました。一つ目は、教職員配置を巡る課題でございます。今年度、名古屋市を除いた愛知県の三河尾張における始業式の時点の教員の未配置数が、尾張は43名、三河は少し多くて69名で、小中で112名ございました。4月の時点でこれだけ充足されていないということでした。これは去年も同数程ありましたが、他県の教員採用試験に合格し他県へ行ってしまふこと、自己都合による退職者が過去より多かったということ、産休育休等の取得の増加というところでございます。これが今年のいわゆる未配置を解消できなかった原因というところでございました。今年度、いわゆる定年の引き上げがございまして。例年、500人以上退職しておりますが、去年は540人程です。これが今年には基本的には0のカウントとなります。そのまま60歳で退職される方ももちろんお見えになります。退職者数は減りますが、これにより採用者数を500人減らすとまた未配置ということも問題になってきます。よって今年についても例年どおりの採用予定者数になっておりますが、相変わらず教員離れが進んでいるところが課題でございます。二つ目ですが、採用試験の件における教育長推薦についてです。教育長推薦の基準について論議されましたが、最終的には市町村において協議して決めるとのことでしたので、北名古屋市、清須市、豊山町と情報共有しながら進めていきたいと考えておりますのでご承知おきいただきたいと思います。三つ目ですが、後ほど事務局から説明させていた

ですが、休み方改革についてです。先日の中日新聞にも掲載がありましたが、愛知県は国とタイアップしながら進めております。学校ホリデーは問題ないのですが、ラーケーションについては、名古屋市は慎重になっており、尾張三河の地区ではそろそろ歩みだそうという感じですので、またご意見いただければと思います。校長会にも投げかけております。以上が4月18日の尾張部都市教育長協議会の協議内容でございます。

次に、4月24日と26日に、こども水中運動クラブの事業依頼を新川高校と岩倉総合高校に行ってまいりました。今年も西地区の小学校5校と東地区小学校1校の6校において、泳力補助をやっていくことになりました。協力いただく高校が、新川高校、西春高校、岩倉総合高校、小牧南高校でございます。1学期の終業式が終わった頃に、1週間程小学校6校に対しまして四つの高校の水泳部員を中心に、水中運動クラブにご協力いただきます。去年3年ぶりに行いましたが、かなり好評であり成果もありましたので、今年も進めていきたいと思っております。最後になりますが、昨日5月14日に市ふれあいスポーツクラブ総会がございました。ふれあいスポーツクラブは、西地区側に5つ、東地区側に1つの計6つのスポーツクラブがございます。ここで大きく変わったのは、運動会の在り方についてです。西地区の小学校の運動会については、ふれあいスポーツクラブとの合同運動会ということで午前中は学校が主催、午後からはスポーツクラブが主催、東地区の小学校運動会については、終日学校主催の運動会となっております。様々なところで学校の運動会に差異が生じており、学校側からもコロナ禍が終わり、子どもたちの活動を再開していく中で運動会の種目を広げ、終日学校主催で運動会を行ってきたいという意見がございまして、今年度から東地区の小学校と同様に、学校主催に合わせるということになり、西地区の昼からのスポーツクラブ主催による合同運動会は廃止ということになりましたので、ご承知いただきたいと思っておりますし、また、当日皆様方に足を運んでいただきたいと思っております。以上、教育長報告とさせていただきます。何かご質問等ございませんか。

(しばらくの間)

教育長（松村光洋）

それでは、次に(2)所管事項報告に移ります。

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について、事務局、説明してください。

教育部次長兼学校教育課長（安井政義）

資料1をご覧ください。こちらは5月2日に全小・中学校の保護者の方へお配りした資料になりますが、情報共有ということでご報告させていただきます。資料1の下記以降の記載の主なものについて読み上げます。新型コロナウイルス感染症対策について5月8日から変わらないこととして、資料の三つ目の○になりますが、学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対してマスクの着用を求めないことを基本とします。また、マスクの着脱を強いることのないようにします。既にそういったことを進めておりましたが改めてということでこのような表記をしております。次に、5月8日から変わることで二つ目の○になりますが、出席停止の期間は、「発症から5日間、かつ、症状軽快後1日を経過するまで」とします。なお、出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。その下の三つ目の○になりますが、健康観察カードの提出は必要ありません。こちらについては、各家庭で毎日体温を測り記録したカードを提出していただいておりますが、その提出の必要がな

くなりましたということをお知らせしております。次に、その下の○になりますが、同居のご家族に新型コロナウイルス陽性者の方がいても、本人に発熱等の風邪症状がなければ登校できます。濃厚接触者は特定されなくなりますとありますが、これまでは濃厚接触者になると学校に登校できない、登校を控えるということがありましたが、そういったことがなくなりました。この文書を5月2日に保護者の方へお出しし、ゴールデンウィーク明けの5月8日から運用をしてるということを委員の皆様にご報告させていただきます。説明は以上です。

教育長（松村光洋）

ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

法的な位置づけが変わった訳ですが、これまで通り保護者の方と連携し、子どもたちの健康観察、換気、手指衛生などは引き続き学校に求めていきたいと思えます。全て無くなったという訳ではございませんので、今まで通り感染対策を行っていくことに変わりございません。出欠席等の扱いにつきましては、インフルエンザと同等という形になり、感染が広がっていくという状況となったら学級閉鎖をしていくこととなります

（鈴野委員、挙手）

教育長（松村光洋）

鈴野委員、お願いします。

教育委員（鈴野範子）

現状はどのような感じでしょうか、マスクは着用していますか。

教育長（松村光洋）

教職員はほとんどしていませんが、子どもたちはマスクは着けています。

（寺川委員、挙手）

教育長（松村光洋）

寺川委員、お願いします。

教育委員（寺川理絵）

給食の時はどうでしょうか。

教育部次長兼学校教育課長（安井政義）

一部の学校へ行った際の状況となりますが、中学校はマスクを着用している生徒が多いです。小学校はマスクを外しているかと思っておりましたが、印象として着用している児童が多い印象を受けました。給食については、マスクを外して話をして良い状況になっています。

教育委員（寺川理絵）

給食を食べる前には、マスクを着用するような話を聞きました。

教育部参事（鹿島直樹）

学校によっては、コロナ前も給食の前の配膳の時はマスクを衛生上着けるといふのがありました。そこに戻るといふことではないかと思ひます。

教育委員（寺川理絵）

音楽の歌の授業はどうでしょうか。皆で歌うことを控えていましたが、以前のように戻っているのでしょうか。

教育長（松村光洋）

換気しながらの活動となりますが、以前のように戻っています。理科の実験やグループ学習も同様です。給食も含めまして、今月末から現職教育、学校訪問が始まります。皆様方には、そんなところも見ていただければと思っております。様々な場面をご覧いただきながら、皆様方とお話させていただきたいと思ひます。

教育長（松村光洋）

次に、令和4年度北名古屋市小中学校卒業者の進路状況について、事務局、説明してください。

教育部次長兼学校教育課長（安井政義）

資料2、令和4年度北名古屋市小中学校卒業者の進路状況をご覧ください。令和4年度の小学校、中学校の卒業者の進路状況になり、毎年この時期に教育委員会で報告している資料です。資料の上段が中学校、下段が小学校の内容となります。中学校の合計欄をご覧ください。卒業者が796名、そのうち公立高への進学が454名で全体の57%、私立高が218名で全体の27.4%となっております。公立高のうち地元校へは49名です。前年度は公立高へは447名、私立高は251名です。資料にはありませんが直近5年間の割合として、公立高へは約60%弱、私立高へは30%弱と同じような割合となっており、令和4年度は例年通りの数値と把握しています。次に、資料下段の小学校は卒業者が834名、そのうち市内中学校へは790名、特別支援学校へは6名、国公立・私立へは38名となっております。私立校への進学者の内訳に着目すると、私立中学校への進学率が4.6%、前年度は4.9%、こちらも資料にはありませんが直近5年間は5%弱となっており、大きな変化はございませんでした。説明は以上となります。

教育長（松村光洋）

ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

（寺川委員、挙手）

教育長（松村光洋）

寺川委員、お願いします。

教育委員（寺川理絵）

中学校の進路状況についてですが、通信制への進学が9.2%と多いような気がしますが、不登校の生徒が多く行かれている等あるのでしょうか。

教育部（鹿島参事）

不登校の子が多いというよりは、学び方が多様化しており通信を選択するという生徒も増えているということもあるのではないかと思います。

教育委員（寺川理絵）

県の比率よりも多くなっているようで、その辺りも分かればと思います。

教育長（松村光洋）

尾崎教育指導員、学校の状況としてはどうですか。

教育指導員（尾崎洋志）

学校に来れない子が、各学校に数名いると把握しております。

（池山委員、挙手）

教育長（松村光洋）

池山委員、お願いします。

教育委員（池山健次）

不登校については、新聞記事でも特集されています。全国的に多様化する学びの受け皿を整備していこうという動きが出ております。愛知県では、中高一貫校が順次導入予定とあり、不登校特例校が日進市に今後導入予定という新聞報道もありました。様々な課題を持っている子どもたちを受け入れていく必要があります、北名古屋市には教育支援センター「パレット」がありますが、受け入れ体制を強化していく必要があると思います。

教育委員（寺川理絵）

学校へ行けない子が、行けるようにという受け皿があると良いと思います。

教育委員（池山健次）

各学校だけの解決は難しいと思います。教育委員会がある程度主導していく必要があるのではないかと思います。先ほどの割合についても、去年、今年と増えており、長期的にも増えていくと思います。通信制への進学も含めて、その辺りはどうでしょうか。

教育長（松村光洋）

県立の通信制に通う生徒は、2020年は430人ぐらい、今年が675人と増えてきています。これまでも旭陵高校や刈谷東高校でそういった枠を持っておりましたが、人数が増えて入りきれないため、先ほど池山委員が仰られたように、サテライト校として佐屋高校、武豊高校、豊野高校、御津あおば校で受け入れをしていくという形で県立の高校は増えてきております。

教育委員（池山健次）

定時制もそういう形の受け皿になりつつあるのでしょうか。

教育長（松村光洋）

夜間定時制というのが今後導入予定としてありますが、夜間定時制は外国にツールがある方に重きをおいており、特に日本語を基礎から学べるというところです。本市の不登校児童生徒については、「パレット」の先生と話を聞いておりました。体制強化について引き続き取り組んでいきたいと考えております。多様な学び方もすごく大事ですが、やはり学校に入学していただき、学校で過ごし、そして成長してもらって卒業していくということが公立の学校教育の果たす役割ではないかとも思います。受け皿について当然取り組んでいきますが、学校復帰についても目指していきたいと思っています。また、卒業後の進路については、進路指導主事とも校長会とも話し合っていて進めていきたいと思っておりますし、県の情報も踏まえつつ進めていきたいと思っております。不登校の進路先と通信制の関係については改めて回答させていただきます。

教育委員（池山健次）

少し踏み込んだ話になりますが、親の立場から言いますと、子どもが小さいうちは親が面倒を見て色々何とかクリアできていきますが、やはり心配するのは、自分たちが年を取り、子どもが一人で生きていけるかどうかということです。世の中には大人になってからの引きこもりという人も多いです。そういった方が、働いて自立していけるような職業訓練のような仕組みまで考えていかないと、親の立場に立つと心配になります。不登校の子どもを学校へ復帰させるということももちろん必要ですが、復帰できない子のために、生きていくための技術を支援していく、国や公的な機関が仕組みを作り、それを利用することで知識・技術を身につけさせて、そういった子どもたちが社会貢献をしながら生きていくといったことを考えていくことが必要だと思います。

教育長（松村光洋）

教育現場も15歳で卒業したら終わりということではなく、繋いでいく。例えば家庭支援課に繋げていくことも大事だと思います。子ども、若者に対するサポートの大枠としては35歳ぐらいまであります。それよりも先、40歳、50歳の引きこもりに対する支援というのは難しい状況があります。学校としましては、不登校の子がどのような形で次のステップに行けるかというところは、各課や関係機関と連携し、卒業後についても繋ぎをきちんと行っていきたいと思っております。

教育委員（寺川理絵）

不登校対策ということ言えば、少し前に岐阜県的美濃市で不登校の子は起立性調節障害の場合も多いので、医者が積極的に不登校対策に関わり、教育委員会と連携して助言をしているということが大きく取り上げられていました。北名古屋市ではそういった取組はいかがでしょうか。

教育長（松村光洋）

前回の議会で同様の質問がございました。

教育部次長兼学校教育課長（安井政義）

起立性調節障害の理解については重要視しています。学校によっては専門家を招き研修会を実施しています。また、養護教諭の会では、起立性調節障害の理解促進に向けた情報共有などを行っています。さらに、今後、新たな研修会も計画しているところです。しかしながら、医師との連携体制は構築できていません。

教育委員（池山健次）

現場の先生方は、この病気については理解があると思います。昔はなぜ朝早く起きて学校に登校できないのかと叱りつけるだけでした。今はそういう子に寄り添って対応していけるような雰囲気が学校現場にあると思います。

教育部参事（鹿島直樹）

起立性調節障害と診断を受けている場合、ご本人やご家族の理解が得られれば、学校は医師の話の聞いて、その子にとってどうしていくのが良いかと連携をとっている学校もあります。

教育長（松村光洋）

起立性調節障害については、2年半前ぐらいに県議会でどのように県は対応しているのかが取り上げられました。当時、県は全く対応していなかったため、唯一全県でマニュアルを作っていた岡山県の対応マニュアルを参考に作成し、養護教諭や新任の先生への指導というところで配り始め、この2年ぐらいは全県的に指導してきているところです。また、先ほど次長が説明したように、起立性調節障害について指導は行っているところであり、養護教諭を中心に講師等も含めて広げていくという形です。起立性調節障害についてきちんと理解できるように一層進めてまいりますのでよろしくお願いします。

次に、休み方改革プロジェクトについて、事務局、説明してください。

教育部次長兼学校教育課長（安井政義）

資料3をご覧ください。愛知県教育委員会の休み方改革プロジェクトに関する資料になります。資料の1枚目になりますが、3月16日の木曜日、県民の日学校ホリデーについて依頼ということで、市町村教育委員会へ県民の日学校ホリデー実施の検討依頼ということが表記されております。この県民の日学校ホリデーについては、前回の教育委員会において可決していただいたところです。今回、ラーケーションの日について説明させていただきます。資料を2枚おめくりください。資料下段がラーケーションの日に関する内容となっており、ラーケーションに関する意見とそれに対する県の考え方が示されておりますので、少し読み上げさせていただきます。意見①、アナウンスから実施まで、あまりに時間がなく拙速である、に対する県の考え方は、ラーケーションの日が円滑に導入できるよう、学校関係者や保護者、児童生徒に制度の趣旨を丁寧に説明した後、2023年度の2学期以降、環境整備の整ったところから順次実施していけるよう、検討をお願いしたいと示されています。意見③、家庭による格差・不平等感に対して更なる配慮が必要とあり、意味合いとして、充実したラーケーションを取ることのできる恵まれた環境と、そうでない家庭の両方があり、ラーケーション取得の有無がはっきりすると、家庭による格差や、子どもの中での不平等感が顕在化するとあります。それに対する県の考え方として、一つ目の○、保護者は県の休み方改革ホームページから、ラーケーションの趣旨が記載されたカードをダウンロードし、その内容を確認する。保護者はその趣旨を踏まえて、子供と相談し校外学習活動を企画する。二つ目の○、家庭による違いが必要以上に目

立たないよう、現状の欠席連絡と同様に、当面、メール等で学校へ届け出ることとする。三つ目の○、校外学習活動実施後、実施日や内容を家庭でラーケーションカードに記載し、保管する。というような県の考え方が示されております。次のページをご覧ください。意見④、教職員の業務煩雑化を回避する必要があるとあり、それに対する県の考え方が、一つ目の○、ラーケーションで受けられなかった授業内容を学校が補うという誤解を招かないよう、また、補うことを学校が求められないよう、「家庭での自習」という旨を、ラーケーションカードにも記載するという考え方が示されております。このような課題があるという内容を踏まえつつ、次のページの資料2をご覧ください。ラーケーションの日の意向調査結果ということで、4月28日現在、アからオまで示されており、北名古屋市は「ウ」の今年度内の導入には慎重な姿勢であるという、29市町村の中の一つになります。最後に資料4をご覧ください。保護者用のリーフレットで、愛知県で作成された資料です。保護者の方に配布することで、ラーケーションについて理解を深めていただきたいリーフレットになります。リーフレットの最終ページにQ&Aということで記載があり、Q4に、保護者が申し出をすれば、どこに旅行に出かけてもよいのですかという質問があります。これに対する答えは、ラーケーションは、ラーニング（学び）＋休暇（バケーション）であり、「学び」の要素のある活動を学校外で行う日が、「ラーケーションの日」となります。旅行に出かけることもできますが、大切な授業の代わりに活動ですので、家庭でよく話し合い、学びのある活動を計画してください。また、出かけずに家の中で行う学びのある活動でも、「ラーケーションの日」となることがあります。というようなQ&Aとなっております。現段階でラーケーションの日に対し、愛知県から示された情報を委員の皆様へ報告させていただきました。説明は以上です。

教育長（松村光洋）

県では去年3回意見交換会があり、そのうち1回の意見交換会の中身がこの資料になります。今年は5回意見交換会が予定されております。学校ホリデーについては大体11月24日か27日のどちらかで県内揃っておりますが、ラーケーションの日については、資料2のアからオまでにありますように、どのようにしていくのかというところです。本市教育委員会は、「ウ」の今年度内の導入には慎重な姿勢であると、県に回答させていただきました。「ア」のできるだけ早く導入したいと「イ」の今年度内の導入を目指したいについては、21市町村あり、県内の4割近くがラーケーションを実施していく方向にあるというところです。校長会でも議論するように話をしておりますが、校長会とベクトルを合わせて進めていきたいと思っております。このラーケーションにつきまして、ご感想やご意見をいただきたいと思っておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

（池山委員、挙手）

教育長（松村光洋）

池山委員、お願いします。

教育委員（池山健次）

良いことだと思います。しかし、今コロナが収束に向かう中で、企業は人手が不足しているという状況があります。コロナで減らした人手が戻ってこないということで、それを補いながら仕事をしている状況の中、休みにくいということもあるかもしれません。ラーケーションの取得は1日ですか。

教育長（松村光洋）

年3回取得できます。また、金曜日や月曜日に取得すれば金・土・日の3連休にすることができます。学校としては、学校の行事やテスト期間、進路指導などラーケーションを取得されると困る日もあるかと思えます。先ほどの説明にありましたが費用もかかるため、ラーケーションの取得ができる家庭とできない家庭が出てきてしまうと思えます。また、取得が多くなると授業進行についても少し躊躇するところも出てくるかと思えますが、そのフォローは全て家庭学習でというのなかなか難しく、やはり学校もフォローしていかなければならない部分も出てくると思えます。

（山田委員、挙手）

教育長（松村光洋）

山田委員、お願いします。

教育委員（山田聡子）

2月の国府宮のはだか祭に市内の学校が休みとなり、中学生が参加したということを知りました。子どもたちにいろいろな機会を持たせ、様々な経験を積ませてあげることができるので良いことだと思います。一方、ラーケーションで、実際にどんな学習をしたのか分からないから、ラーケーション取得後にレポートを提出しなさい、報告しなさいとなると先生方の仕事が増えてしまうため、それもよくないと思えます。子どもたちが多様な活動をするのはすごく良いことで、その点は大いに賛成したいところではあります。

教育委員（池山健次）

働き方改革の観点から言いますと、先ほど教育長が仰ったように、休んだ子どものフォロー、プリントぐらいは配るなど現実には必要になるのでないかと思えます。つまり、先生の仕事を増やすことになる可能性もあると思えます。

教育長（松村光洋）

そういったことも考えられる中で、教員もラーケーションを取得したらどうなのかという意見も聞いています。

（寺川委員、挙手）

教育長（松村光洋）

寺川委員、お願いします。

教育委員（寺川理絵）

ラーケーションの日を、ゴールデンウィーク時に取得したら長期休暇になりますが、民間企業の中には独自に連休にしているところも多いと思えます。そうすると旅行に行く人も増えるので観光業界は良いと思えますが、学校は授業が成り立たなくなるということもあるのではないかと思います。場合によっては、クラスの半分以上がラーケーションで休みということになると、授業が進んでも意味が無くなりますし、先生は休めないということを考えてしまいます。

現実的にはフォローをしなければならないという状況になるのではないかと思います。

教育長（松村光洋）

年3回取得できますので、3回をまとめて取り3日間連続で取得すると、計1週間ほとんど休みということもできます。学校の授業の進め方について難しいところがありますので、ある程度学校毎にラーケーションが取れる日という設定は必要ではないかなと思うところです。その辺の件にはまた詰めていきたいと思います。今後どうしていくか、他市町の動向を見つつ現場を大事にしていききたいため、現場の校長先生たちの考えを大事にしながら進めていきたいですし、西春日井地区の連携の中でこれは決めていきたいと思います。教育委員の皆様にもサポートいただきながら、市民の方もご理解いただいて進めていきたいと思っております。

教育委員（寺川理絵）

極論かもしれませんが、子どもが学校を休みたくなければラーケーションがあっても学校に来るので、そういった意味で本当に子どもたちの多様性を認める学校作りを先生方にも頑張っていたいただきたいと思います。

教育長（松村光洋）

ありがとうございます。

（鈴野委員、挙手）

教育長（松村光洋）

鈴野委員、お願いします。

教育委員（鈴野範子）

誰に重きを置いているのかなと思うところがあります。働き方改革なのか、子どものためなのか、保護者のためなのか。

教育長（松村光洋）

軸足は、お父さんお母さんの休みが土日だけではない場合、そういう時に家族の形に合わせていくというところからきておりますので、保護者の休みに合わせていくという形になります。

教育委員（鈴野範子）

ラーケーションの日という制度はすごく良いことだと思いますが、愛知県のリーフレットの活動例を見ると、どれも既に学校で行っているものばかりで、もう少し違った表現にならないかと思いました。

教育長（松村光洋）

ラーケーションの日を実施する前には、保護者の方の理解、市民の方の理解、教育委員の皆様へも報告しながら進めていきます。教育委員の皆様にご理解いただき、学校のサポートをしていただきたいなと思っておりますので、議論は続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。以上で報告を終わります。

教育長（松村光洋）

その他に移ります。連絡事項について事務局、説明してください。

課長補佐（川口照恵）

○次回の会議について

○西春日井地区教育委員会連絡協議会の研修会について

教育長（松村光洋）

以上で、本日予定しておりました日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年5月北名古屋市教育委員会を閉会とします。

< 午前11時15分 閉会 >